

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

平成28年11月10日(木) 午前9時30分～午前10時30分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 12名

1番	高槻 祥治	出
2番	池田 俊一	出
3番	笠原 幸男	出
4番	高月 周次郎	出
5番	武井 邦男	出
6番	栗目 公人	出
7番	岸野 敏夫	出
8番	川上 敏雅	出
10番	奥村 純一	出
11番	小原 勉	出
12番	高橋 寛行	出
13番	中村 徹	出

4. 議事日程

- (1) 議案第43号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第44号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第45号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (4) 議案第46号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請について
- (5) 議案第47号 農用地利用集積計画書(案)の決定に対する意見について
(農地中間管理権の設定に関するもの)
- (6) 議案第48号 農用地利用集積計画書(案)の決定に対する意見について
(賃貸借権・使用貸借権設定に関するもの)

別紙のとおり

議 長	<p>それでは、ただ今から平成28年度第8回農業委員会総会を開催します。</p> <p>休会中の会長事務を報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月31日（月） 全国農業新聞の普及巡回要請活動（役場） <p>以上で、休会中の会長事務報告を終わります。</p> <p>会議に入る前に本日の署名委員を指名いたします。</p> <p>署名委員は10番 奥村委員さんと、11番 小原委員さんをお願いします。</p> <p>本日の議事につきましては議案第<u>43</u>号から議案第<u>48</u>号の<u>6</u>議案です。</p>
議 長	<p>議案第<u>43</u>号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>3</u>件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 3px double black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>以上3件について、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長 7 番 委 員	<p>事案番号<u>40</u>番につきまして、地元委員さんの意見ををお願いします。</p> <p>場所は、ほ場整備、パイプラインが完成している土地です。譲渡人は、他県に在住のご高齢の方です。こちらにはもう戻ってこれないそうなので、譲受人に譲り渡されます。譲受人は、ここ10年ぐらいの間、規模を拡大されています。今後も土地があれば、増やしていきたい意向のようです。十分に何年か先まで、耕作していただけたらと思います。問題はないです。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号<u>40</u>番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号<u>40</u>番につきましては、許可と決定いたします。</p>

<p>議 長</p> <p>3 番委員</p> <p>議 長</p>	<p>事案番号 <u>4 1</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>譲渡人は、町外にお住まいで耕作に来ることが難しいという事です。譲受人に譲られます。土地の場所も譲受人のお隣ですので、問題ないと思います。</p> <p>地元委員さんから意見がありました。事案番号 <u>4 1</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>4 1</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>2 番委員</p> <p>12番委員</p> <p>2 番委員</p> <p>13番委員</p> <p>2 番委員</p> <p>議 長</p>	<p>事案番号 <u>4 2</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>譲受人は現在、町外にお住まいです。中学校で介助員をされています。譲渡人の方の古民家を購入し、農業も一緒にされたいという事でこの土地も買われます。来年の3月ごろに矢掛町に移住される予定です。問題は、ございません。</p> <p>1 回お会いする機会があったのですが、とてもお元気な方でした。</p> <p>現在もお住まいのある所で、土地を借りて、耕作されています。</p> <p>どういう情報で購入されることになったのですか。</p> <p>町の空き家登録制度です。</p> <p>地元委員さんから意見がありました。事案番号 <u>4 2</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>4 2</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 <u>4 4</u> 号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、<u>2</u> 件議題といたします。</p>

	事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 3px double black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>農地区分については、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</p> </div>
議長	事務局の説明が終わりました。
議長	事案番号 <u>18</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。
3番委員	今年の5月にこちらの土地の南側に2筆、太陽光パネル設置の転用申請が出ていました。面積不足の為、今回追加で申請されます。周囲に農地はないため、問題ありません。
議長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>18</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>18</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議長	事案番号 <u>19</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。
2番委員	道路と申請人の家までの間に、農地転用の手続きを知らず、無許可でアスファルトの進入路と小屋を建設していました。今回、発見したため、追認案件として申請していただきました。始末書を出していただいております。
議長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>19</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>19</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>

議 長	以上 <u>2</u> 件について、許可処分を行うことを議決します。
議 長	議案第 <u>45</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>2</u> 件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(議案朗読説明) <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; text-align: center;">農地区分については、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</div>
議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長	事案番号 <u>31</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。
2 番 委 員	譲受人が空き家を購入され、それと同時に家の裏側の土地に車庫、倉庫と露天駐車場をつくりたいという申請です。問題は、ありません。
議 長	地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>31</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>31</u> 番につきましては、許可と決定いたします
議 長	事案番号 <u>32</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。
2 番 委 員	譲受人は、町外で飲食店を経営されております。この度、地元に戻られてお店をされるようです。 この土地を購入され、後で出てくる父親所有地と一体利用し、店舗と露天駐車場をつくられます。 周辺農地への影響はないため、転用しても問題ないと考えます。
議 長	地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>32</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。

	<p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>32</u> 番につきましては、許可と決定いたします</p>
議 長	<p>以上 <u>2</u> 件について、許可処分を行うことを議決します。</p>
議 長	<p>議案第 <u>46</u> 号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請について、<u>2</u> 件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>農地区分については、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>5</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p>
5 番委員	<p>貸渡人と借受人は、親子です。現在、同居されていますが、家族が増え、手狭となったため新たに息子さんが家を建てられるものです。周辺に農地はないため問題はありません。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>5</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>5</u> 番につきましては、許可と決定いたします</p>
議 長	<p>事案番号 <u>6</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p>
2 番委員	<p>貸渡人と借受人は親子です。先ほどの所有権移転の土地222.00平米とこちらの貸渡人の土地587.00平米を合わせた809.00平米を、店舗兼駐車場にされます。道路に面</p>

議 長	<p>しており、周りに家も少ないので、騒音等の問題はよろしいかと思えます。</p> <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>6</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>6</u> 番につきましては、許可と決定いたします</p>
議 長	<p>以上 <u>2</u> 件について、許可処分を行うことを議決します。</p>
議 長 事 務 局	<p>議案第 <u>47</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 112) (案) の決定に対する意見について、事務局から説明をお願いします。</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>議案第47号については、農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行う案件であります。</p> <p>農地中間管理機構が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。</p> </div> <p>(計画の内容について説明)</p> <p>事務局からの説明がありましたが、意見等をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、議案第47号について、計画書どおり決定いたします。</p> <p>議案第 <u>48</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 113) (案) の決定に対する意見について、賃貸借権・使用貸借権に関するものを 81件議題といたします</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>

	(集積計画の概要説明)
議長	それでは個別の案件について、矢掛地区から確認報告をお願いします。
	(関係委員さんの確認報告)
議長	確認報告が終わりました。 この件につきまして、計画書どおり決定してよろしいか。
	(異議なし)
	異議がございませんので、計画書どおり決定いたします。
議長	次に、 報告事項 について確認します。
議長	農地改良届 について 地元委員さんの確認報告をお願いします。
8番委員	約800平米の中間ほどに30cmほどの段差があります。そこに土砂を搬入し段差をなくすという事です。問題はないです。
議長	利用目的の変更届 について 地元委員さんの確認報告をお願いします。
12番委員	申請人は、以前からひとつの土地は果樹をもうひとつの土地は野菜をされて畑として使われています。周囲にも影響は及ばないと考えます。
議長	農地法第18条の規定による合意解約通知 について 地元委員さんの確認報告をお願いします。
12番委員	1番は、貸渡人がお亡くなりになり、相続の関係で解約されます。
8番委員	2番は、利用権設定で別の方が耕作される為、解約です。
11番委員	3、4、5、6番は、借受人の体調が良くない為、解約されます。後は、別の方が耕作をされます。
2番委員	7番は、先ほどの転用の土地です。その為の解約です。

1 番委員	8 番は、先月もありましたが、国道486号線沿いに歩道をつくるという事です。土地の一部分を解約します。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。 これもちまして、本日の農業委員会総会を終了いたします。 <u>10分間休憩の後、10時40分</u> から協議会を開催いたします。